

調査審議の範囲について

本専門調査会が健康影響評価を行う範囲（参考資料1参照）

新開発食品専門調査会は、食品安全委員会専門調査会運営規定（平成15年7月9日内閣府食品安全委員会決定）で、新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議することと規定されている。

調査審議の対象となるものは以下のとおりである。

（1）特定保健用食品（保健機能食品制度）

食品安全基本法第24条第1項第13号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号の規定に基づき、「特定保健用食品についての安全性の審査を行おうとするとき」は、食品安全委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

また、平成15年8月5日付け厚生労働省発食安第0805002号で意見照会（参考資料3参照）があり、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する場合について、既に許可又は承認されている特定保健用食品と明らかに同等であり、新たに食品影響評価が必要でない場合として、

既許可等特定保健用食品と商品名または申請者のみが異なるもの

既許可等特定保健用食品と風味（香料、着色料等の添加物）が異なるもの

既許可等特定保健用食品と1日当たりの関与成分の摂取量の変更がないもの、又は減じたもの

と回答した。（平成15年8月28日付け府食第70号（参考資料2参照））

（2）新たな加工・製造等の技術により開発された食品（遺伝子組換え技術を除く）

食品安全基本法第23条第1項第2号に基づき、食品安全委員会自らが食品健康影響評価を行うことが規定されており、また、第24条第3項に基づき、関係各大臣は食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができると規定されている。